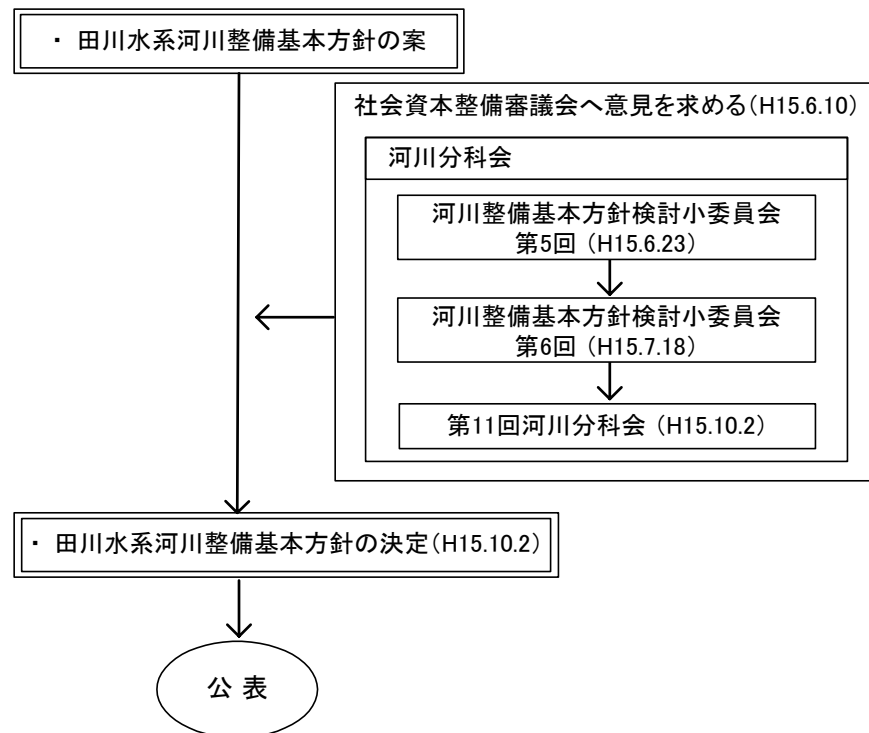


## 櫛田川水系河川整備基本方針について（報告）

## 1. 櫛田川水系河川整備基本方針の決定

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、河川環境等の河川管理の長期的な方針を、総合的に定めるものである。

櫛田川、手取川、肱川、筑後川の4水系の河川整備基本方針について、河川法第16条第3項目に基づき平成15年6月10日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求め、社会資本整備審議会では本審議を河川分科会に付託し、河川整備基本方針検討小委員会において2回の審議が行われ、10月2日の河川分科会をもって審議が終了し、櫛田川水系等4水系の河川整備基本方針が決定した。



(参考)

河川法(昭和39年法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)